

議第 38 号

上水道管理事務の事務委託に関する規約の廃止の協議について

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止することについて、広島県と協議する。

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約（昭和 49 年 8 月 1 日施行）は、廃止する。

付 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

広島県と呉市との間における上水道管理事務の事務委託に関する規約を廃止することについて広島県と協議するため、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。